

○国家公安委員会告示第四十九号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第三条及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第十五条の規定に基づき、平成十六年国家公安委員会告示第九号（関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の規定に基づき、複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等を定める件）及び平成十八年国家公安委員会告示第十六号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令第六条第一項及び第七条の規定に基づき、開示請求手数料及び開示実施手数料の納付方法並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する情報の

公開に関する法律施行令に規定する手続等を電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合に必要な事項を定める件）の一部を次のように改正し、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行することとしたので、告示する。

令和元年十二月十三日

国家公安委員会委員長 武田 良太

（平成十六年国家公安委員会告示第九号の一部改正）

第一条 平成十六年国家公安委員会告示第九号（関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の規定に基づき、複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げ

るもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

一 複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関して国家公安委員会に対して行われる申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第三条第八号の申請等をいう。以下同じ。）のうち法第六条第一項の規定により行うことができるものは、別表第一の上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

二 複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関して国家公安委員会が行う処分通知等（法第三条第九号の処分通知等をいう。以下同じ。）のうち法第七条第一項の規定により行うことができるものは、別表第二の上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。

「号を削る。」

別表第一

「項を削る。」

改正前

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき行わせることのできる申請等（法第二条第六号の申請等をいう。以下同じ。） 別表第一の上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に基づく申請等

二 法第三条第一項の規定に準じて行わせることのできる申請等 別表第二の上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に基づく申請等

三 法第四条第一項の規定に準じて行うことのできる処分通知等（法第二条第七号の処分通知等をいう。以下同じ。） 別表第三の上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に基づく処分通知等

別表第一

内閣総理大臣の所管に属する公

第五条第一項、第六条、第七

<p>「項を削る。」</p>	<p>内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令（昭和五十五年総理府令第四十二号）</p>	<p>「略」</p>
	<p>第二条、第三条第一項及び第二項、第四条、第十一条、第十四条、第二十条、第二十五条第一項並びに第二十八条第一項及び第二項</p>	

「別表を削る。」

別表第二

「項を削る。」

<p>益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十八年総理府令第三号）</p>	<p>国家公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第七号）</p>	<p>内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令（昭和五十五年総理府令第四十二号）</p>	<p>「同上」</p>
<p>条、第十四条第一項及び第十五条</p>	<p>第三条第一項、第七条第一項、第十二条及び第十四条</p>	<p>第二条、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十一条、第十二条第一項並びに第十五条</p>	

別表第二

別表第三

内閣総理大臣の所管に属する公

第十四条第一項

<p>内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則</p>	<p>第三条、第九条第一項並びに第十条第一項前段及び後段</p>
<p>国家公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則</p>	<p>第十三条</p>

<p>「項を削る。」</p>	<p>内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令</p>	<p>第十一条、第十四条及び第二十条</p>
<p>益法人の設立及び監督に関する規則</p>	<p>国家公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則</p>	<p>第三条第一項、第七条第一項及び第十四条</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>第二条、第七条第一項、第九条第一項及び第十一条</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(平成十八年国家公安委員会告示第十六号の一部改正)

第二条 平成十八年国家公安委員会告示第十六号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令第六条第一項及び第七条の規定に基づき、開示請求手数料及び開示実施手数料の納付方法並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令に規定する手続等を電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合に必要な事項を定める件)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定を削る。

改正後

一 開示請求手数料及び開示実施手数料の納付方法

開示請求手数料及び開示実施手数料の納付方法は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第四条第一項の定めるところにより行われた電子情報処理組織による申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第三条第八号の申請等をいう。以下同じ。）により得られた納付情報により納付する方法若しくは氏名又は名称（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所並びに申請等により得られた納付情報を記載した書面に収入印紙を貼って納付する方法とする。

二 電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及び処分通知等の指定

- (一) 法第六条第一項の規定に基づき行うことができる申請等 別表第一の上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に基づく申請等
 - (二) 法第七条第一項の規定に基づき行うことができる処分通知等（法第九条第九号の処分通知等をいう。以下同じ。） 別表第二の上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に基づく処分通知等
- 「削る。」

改正前

一 開示請求手数料及び開示実施手数料の納付方法

開示請求手数料及び開示実施手数料の納付方法は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成十六年総務省令第三十九号）第六条第一項本文に規定するもののほか、氏名又は名称（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所並びに申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第二条第六号の申請等をいう。以下同じ。）により得られた納付情報を記載した書面に収入印紙をはって納付するものとする。

二 電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等及び行うことができる処分通知等の指定

- (一) 法第三条第一項の規定に基づき行わせることができる申請等 別表第一の上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に基づく申請等
- (二) 法第四条第一項の規定に基づき行うことができる処分通知等（法第二条第七号の処分通知等をいう。以下同じ。） 別表第二の上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に基づく処分通知等
- (三) 法第四条第一項の規定に準じて行うことができる処分通知等 別

表第三の上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に基づく処分通知等

別表第二

行政機関の保有する情報の公開に関する法律	第九条第一項及び第二項、第十条第二項、第十一条、第十二条第一項後段、第十二条の二第一項後段、第十三条、第十六条第三項、第十九条並びに第二十条において準用する第十三条第三項
----------------------	---

「別表を削る。」

別表第二

行政機関の保有する情報の公開に関する法律	第九条第一項及び第二項、第十条第二項、第十一条、第十二条第一項後段、第十二条の二第一項後段、第十三条第二項及び第三項並びに第二十条において準用する第十三条第三項
----------------------	--

別表第三

行政機関の保有する情報の公開に関する法律	第十三条第一項、第十六条第三項及び第十九条
----------------------	-----------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。